

「区長への手紙」内容一覧（令和5年12月分）

区民部

月	日	内容	対応・考え方
12	12	普段から総合スポーツセンターのシミュレーションゴルフを使用していましたが、半年以上故障の状態が続いています。施設の方から復旧の見込みはないと聞いていますが、家族の楽しみになっていたので、ぜひ修理を検討してください。	経年劣化によりプログラムの不具合が生じ、ストロークモードが起動しなくなり、練習場モードのみで運用しています。また、修理部品がなく、機器の交換には多額の費用がかかる状況です。さまざまな工夫を通してスポーツを楽しんでいただける運営を行うよう、指定管理者を指導してまいります。
12	19	年齢別人口統計表について、年齢区分の上限が105歳以上となっておりますが、105歳以上の人口の詳細も知りたいので、110歳から120歳までにしてください。	電話にて「区の人口統計データは、国や都の統計データに合わせている。統計データを変更するには、有償でシステム改修をする必要があるため、国や都の統計データの変更や社会情勢などの各種要望に合わせて、集計方法の変更をする。」旨回答し、了承を得ました。
12	20	月島スポーツプラザのプールを利用しています。施設の暖房が十分でなく寒いです。子どもも利用していて、寒いと言うので、暖かくしてください。水着で利用する所なので、風邪をひくと大変です。	室温・水温ともに30℃前後になるよう調整していますが、ガラス窓の面積が大きく、天井が高いといった構造上の理由で、室温が上がっていない時間帯もあります。空調を最大出力で稼働するよう指示しましたが、寒い場合は、採暖室をご利用いただくなどご協力をお願いします。
12	25	これまでDV支援措置の記載は「被害者・加害者」となっていました。11月に総務省から、その記載を「支援対象者・相手方」に改める通知があったようです。これを受け、区の対応状況について聞かせてください。	平成16年の支援措置申出の制度開始当初より、支援措置の申出をする者を「申出者」、申出者に対して加害者が判明または特定できる場合は「加害者」としていましたが、このたび、「加害者」としていた表記を「相手方」に改正いたしました。

福祉保健部

月	日	内容	対応・考え方
12	7	児童扶養手当、就学援助および就学奨励の所得制限額を上げてください。また、中学は制服着用のため、成長に伴い買い替えが必要になります。高額な出費はひとり親にとって負担が大きいです。領収書を提出し制服など的高額出費分の助成をするなどの対応もお願いします。	児童扶養手当は、法に基づいた制度であり、手当の対象者、支給額、所得制限額などの制度の内容は、国により決められているため、区で所得制限の見直しを行うことはできません。今後も、ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、さまざまな事業の推進に努めます。
12	8	他区の児童館は午後7時まで運営しています。働く親の多い本区も児童館の運営時間を延ばしてほしいです。	児童館の一般利用については、小学生が1人で安全に帰宅できるよう午後5時までとしています。その他の利用に関しては、利用者数が見込めないため、開館時間の延長は困難です。
12	13	保育園の入園申込書類の中に就労証明書がありません。就労証明書を偽造、虚偽記載して、就労の実績がないのにフルタイムで就労しているように申し込みをしている家庭があると聞きますが、公平ではない気がします。区がきちんと精査すべきかと思いますが、今後の対策を教えてください。	入園前後で保育の必要性を証明する書類の提出を求め、調査などを通じて内容を確認し、記載内容に虚偽または事実と異なる記載が判明した場合は、入園内定または決定の取り消しを行います。このように、公平・公正な審査を行っていますので、ご安心ください。
12	13	東京都ベビーシッター利用支援事業について、区では月の利用時間やシッターの利用条件に制約や制限が多いです。シッター業務だけではなく簡単な家事や掃除も可能、共同保育であればシッターは1人でも可能など、より核家族の共働き世帯が子育てしやすい環境になるよう検討してください。	本事業は、産後うつや子育ての孤立化などを未然に防ぐ観点も踏まえ、短時間かつ継続的な利用を前提としており、月ごとの利用上限を設けています。また、区では、家事支援として育児支援ヘルパー事業を実施しております。

12	15	保育園で病後児保育の申し込みをした際、実施日や手続きについて、区のホームページと違うことを言われました。委託事業者が契約のとおりサービスを提供しているか監督と指導を行い、利用者にアンケート調査を実施してください。また、今回のような場合、区に相談するようホームページに記載してください。	今回の事態を深刻に受け止め、改めて保育実績などを調査し、不適正な運用がされている場合には厳しく指導するなど適切に対応します。なお、アンケートについては、日頃のサービスを評価するには効果的ですが、今回のような事案は直接の連絡や「区長への手紙」をご活用ください。
12	21	学童クラブの申し込みの際、子どもが就学するとフルタイム勤務になりますが、現在の状況で審査するので、時短勤務時間での審査になるようです。育休からの復帰の場合は、正規の勤務時間が記載されている勤務証明で審査するらしく、矛盾があります。この制度を改善してください。	勤務証明書へ予定の勤務状況を記載することについては、会社により対応が異なり統一的な審査が行えないため、申請時点における勤務状況で判定しています。育休中の方について申請時点の状況で審査することになった場合、申請自体ができなくなってしまうため、配慮しています。
12	22	手術を受けた際、クリニックから紹介された病院の1つが病室や差額ベッド代が高額で、やむを得ず他の病院を選びました。区は病院施設や入院費について不自由だと感じました。区では、健康保険で手術や入院ができる病院とクリニックとの連携がないのですか。	病院については、東京都保健医療計画で、本区を含む千代田、港、文京、台東区で構成される二次保健医療圏で基準病床が定められており、既にその基準を満たしていることから、区内では新たに開設できない状況です。また、クリニックから紹介する病院についても、区は関与できません。

高齢者施策推進室

月	日	内容	対応・考え方
12	14	区内に生まれ、これまで他区に住んだことはありませんが、本当にすてきな区だと思っています。現在は、敬老館に行き皆さんと交流しています。また、今年は東京都からのお米や区からの買い物券などを頂くにあたり、区長や職員の努力の成果と感謝しています。お礼申し上げます。	このたびは感謝の言葉をいただき、誠にありがとうございます。今後とも、本区の高齢者施策の基本理念である「互いに支え合い、自分らしくいきいきと暮らせるまち」の実現を目指し、さらなる福祉の増進に取り組んでいきます。

保健所

月	日	内容	対応・考え方
12	15	月島地域では、犬をノーリードで歩かせたり、他者の敷地内でふん尿をさせるなどマナー違反が増えています。パトロールなどで確認してください。また、朝夕の月島商店街周辺ではえ続ける犬がいて、騒音に感じるため、飼い主に無用な犬同士の接触を避けるよう注意喚起してください。	ご指摘の地点を中心として、2日間にわたり朝夕のパトロールを実施しましたが、ほえ続ける犬やふん尿の放置などのマナー違反の飼い主を発見するには至りませんでした。引き続きパトロールを行い、違反者に遭遇した場合、注意していきます。

環境土木部

月	日	内容	対応・考え方
12	4	京橋地区の公園では一部の遊び道具を禁止していますが、近隣の子どもたちは遊び場所がなく、公園で禁止された道具で遊んでいます。多くの住民が大目に見て危ない時は優しく注意していますが、遊び道具の禁止事項を緩められませんか。また、過剰な注意を禁止する看板を設置してください。	区立公園では、公園利用者の安全確保のため、ボール遊びや自転車、キックボードなどの使用を条例で禁止しています。なお、ボール遊びができるキャッチボール場や多目的広場などを区内13カ所で整備していますので、ご利用ください。また、注意行動を禁止する看板を設置する予定はありません。
12	4	日本橋地区にあるビルの近くの街路樹の植え込みに、連日長期にわたり事業用廃棄物が不法投棄されています。当該ビルか周辺事業者の物と思われるので、警察と連携して行政指導をしてください。	ご指摘の場所に出されているごみ袋は、一般廃棄物収集運搬事業者と収集契約をしていましたが、収集日以外の日にもごみ袋を出していました。そのため、収集運搬事業者に対し、排出実態に合った契約をするよう要請し、迅速かつ適切に対応する旨の回答がありました。
12	4	日本橋久松町の道路の電信柱が傾き、倒壊しそうなので直してください。このエリアは全体的に電線が多く、傾いている電柱も多いので、地下に埋設してください。	当該箇所の電柱は、管理者に調査・点検の依頼を行い、安全性に問題ない旨の報告を受けています。また、ご要望のエリアの無電柱化は、歩道のない路線が多く機器の設置スペースがないなどの課題があり、現状では技術的に難しい状況です。

12	6	他区では障害の有無にかかわらず、子どもたちが仲良く安心して遊べるインクルーシブ遊具がある公園が増えてきています。区にも設置をお願いします。設置の予定はあるのでしょうか。	電話にて「現時点では公園面積に限りがあるため、一部の公園でインクルーシブな部分を含む遊具を設置している。今後、公園を改修する場合や遊具の交換を行う場合には、インクルーシブ遊具の設置も検討していく。」旨回答し、了承を得ました。
12	6	水天宮前交差点の商店前の歩道にあるイエローブロックの一部が陥没しています。補修してください。	現地確認を行い、ご指摘のとおり誘導ブロックの落ち込みを確認したため、カラーコーンを設置して注意喚起と安全対策を行いました。現場は都の管理区域であるため補修を依頼し、12月7日に補修の完了を確認しました。
12	8	区内の公園は、夕方になると小学校高学年の子どもたちが全速力で遊び回る日があります。幼児も遊んでいるのに、気にするそぶりはなく、遊具間を走り危険です。仕方なく帰る幼児の親も多いです。小学生も公園を利用する権利はありますが占領するのはやめてほしいです。	各年代間で体格や遊び方が異なるため、同じ空間で遊ぶと体格的に劣る下の年齢の子どもが怖い思いをすることが多くなりますが、面積に限りがあるため遊ぶエリアを分けるのは困難です。そのため、巡回警備の際の声掛けや、他の利用者へ配慮を求める掲示物の掲出を行っていきます。
12	11	日本橋地域にある歩道橋の工事について、囲いが歩道を狭くしていてとても危険な状態です。また、警備員の配置がなく、交通整理が行われていません。通行量が多く、自転車が行き交う中、近隣の小学校や幼稚園の主要な通学路にもなっています。適切な行政指導をしてください。	現在、長寿化を目的とした修繕工事を行っています。足場設置に伴い歩道幅員が減少するため、工事中は誘導員を配置していますが、工事を行っていない時間帯は配置することが困難な状況です。そのため、工事受注者に、周知看板と工外用ランプの設置により注意喚起を図るよう指示しました。
12	13	勝鬨橋横の歩道が、民間スポーツ施設利用者の駐輪場になっています。平日の夕方は、双方向に自転車や歩行者が行き交う中、自由に駐輪するので危険を感じます。民間スポーツ施設は、利用者数に応じた駐輪場を確保してほしいです。夕方の様子を確認してください。	放置自転車の状況について、現地を確認しました。当該箇所は都が管理している道路のため、道路管理者である東京第一建設事務所に現地確認した内容を共有するとともに、自転車が放置されないよう道路管理上適切な対応をするよう要請しました。
12	13	日本橋地域では、この時期イチョウの葉の始末に悩まされています。近隣のマンションの管理人と掃除をしていますが、数日で45リットルの袋3枚分も集めました。なかなかの重労働です。以前、区でイチョウの枝と葉を切ってもらったことがあり、その冬は大変快適でした。また対応してください。	電話にて「イチョウの街路樹は、冬に落ち葉が落ちた後に剪定（せんてい）している。また、成長度合いに応じて2～3年間隔で剪定しているが、今年度は予定がない。区でも落ち葉の清掃を行っており、落ち葉がおおむね散り終わるまで清掃する。」旨回答し、了承を得ました。
12	13	晴月橋は歩道が狭く、橋までのスロープが急です。車椅子、ベビーカーや自転車の手押しは非常に苦勞し危険を感じています。以前から要望していますが、都の「福祉のまちづくり条例」に準拠した道幅や斜度への改善をしてください。	晴月橋については、都が行う朝潮運河の護岸整備工事と併せて施工する、区の護岸上部修景工事の中で、スロープの設置も含め検討します。
12	25	三角公園の木がかなり高くなっていて、景観を阻害しています。また、倒木時に周辺の住居や子どもにも被害が出るリスクがあります。もう少し短くしたり、手入れをしてください。	区立公園内の樹木については、樹形を整えることや均整の取れた生育を促すため、毎年、夏期と冬期に剪定（せんてい）を行っています。ご指摘の公園の樹木についても、冬期委託の中で剪定する予定です。

教育委員会事務局

月	日	内容	対応・考え方
12	7	児童扶養手当、就学援助および就学奨励の所得制限額を上げてください。また、中学は制服着用のため、成長に伴い買い替えが必要になります。高額な出費はひとり親にとって負担が大きいです。領収書を提出し制服など的高額出費分の助成をするなどの対応もお願いします。	就学援助に係る所得の基準額は、他自治体とおおむね同程度としており、適切な水準と考えています。就学援助のほか、学校給食費の無償化、修学旅行費の補助なども行っていることから、直ちに基準額を引き上げることは困難です。なお、標準服は、PTAの協力によりリサイクルを行っていますので、学校にご相談ください。

12	8	他区の図書館は午後8時まで運営しています。働く親の多い本区も図書館の運営時間を延ばしてほしいです。	区立図書館の開館時間は、月曜日から土曜日までは午前9時から午後9時まで、日曜日と休日は午前9時から午後5時までとしており、現在のところ延長の予定はありません。
12	11	就学時健康診断の案内が届かず問い合わせをしたところ、複数の郵便物が郵便局から区役所へ返送されていたようです。そのため、学校医4カ所を回っての受診などがあり、子どものことが蔑ろにされたような悲しい気持ちになりました。このようなことがないよう徹底してください。	就学関係の書類が配達されず、ご迷惑をおかけし誠に申し訳ありません。今回のような事態を二度と起こさぬよう改善策を着実に実施するとともに、手続きの電子化などを含め、より安全で確実に必要な情報が保護者に届くよう取り組んでいきます。
12	13	区立小学校の校庭で開催されている、地域スポーツクラブのプログラムに参加しています。冬の夕方は暗い中で活動を行っており、子どもたちが転倒したり衝突したりする可能性があるように見え、とても危険を感じます。校庭の照明を使用させてあげることができませんか。	当該校の校庭は、周辺の状況を踏まえ近隣住民との協議の中で、夜間照明を点灯して利用しないこととしています。時季によっては暗くなることは承知していますが、現況の中で、子どもたちの安全確保を最優先に活動していただくようお願いします。
12	25	区立小学校で起きた児童間の問題について、加害児童は登校を再開しており、被害児童は欠席や放課後学習の状態です。被害児童は通常登校を希望しているため、対応をお願いします。	令和6年1月9日、指導主事同席の下で学校長および副校長と面談の場を設け、ご説明しました。面談の場における話し合いを踏まえ、今後も個別対応していきます。

区議会議会局

月	日	内容	対応・考え方
12	1	区議会議員と党員が駐車禁止エリアの歩道に自転車を止めてチラシを配っていたため注意したところ、議員は指摘を受けても自転車を移動させませんでした。地域の代表として区民を尊重し、ルールを守る態度を求めます。	区議会では、議員が自転車の放置防止をはじめ区民の良好な生活環境の維持、向上に率先して取り組むべき立場にありながら、指摘を受けてなお歩道への駐輪を継続した行為に対し、議長から厳しく注意をしました。区民の皆さまの声を謙虚に受け止め、信頼回復に努めます。